生徒並びに保護者の皆さま

県立村岡高等学校長

出席停止の取扱いについて

県教育委員会から I I 月 2 5 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方 針の改定」の通知がありました。

現在は、ワクチン接種率も向上し、兵庫県はもとより全国的にも新規感染者数が大幅 に減少している状況です。これに伴い、出席停止の取扱いを II 月 29 日より、下記の とおりといたします。

ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

11月29日以降の出席停止の扱い

- (I) 同居家族に発熱等の症状がある場合 (ワクチン接種後を含む) や濃厚接触の疑い に伴うPCR検査を受けている場合は、生徒の健康観察を徹底したうえで、<u>登校可と</u>します (出席停止の取扱いではなくなりました)。
- (2) 生徒本人の出席停止の取扱いに関しては、今までと変更ありません。 <参考>
 - ア 感染した場合

- → 「治癒するまで」出席停止
- イ 濃厚接触者に特定された場合 → 「保健所の指示の期間」出席停止
- ウ 検査(PCR・抗原等)を受診 → 「陰性が確認されるまで」出席停止
- エ 発熱や風邪症状がある場合 → 「症状が改善するまで」出席停止
 - ・ワクチン接種後も含みます。
 - ・<u>かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受け</u>た場合は登校可とします。